

協会けんぽ 福島支部 からののお知らせです。

～職場内で掲示・回覧願います～

マイナンバーの通知カードの廃止による 本人確認書類の変更について

マイナンバー(個人番号)の通知カードは、デジタル手続法の改正により、令和2年5月25日付で廃止されたため、**マイナンバーを申請書に記入する際の本人確認書類として使用できなくなりました。**(通知カードの記載事項(氏名・住所等)に変更がない場合を除く。)

マイナンバーを申請書に記入する際は、次のとおり法改正後の本人確認書類の添付をお願いいたします。

◎マイナンバーを申請書に記入する際の本人確認書類

(番号確認書類と身元確認書類のそれぞれ一点ずつの添付が必要です。)

番号確認書類

- ・マイナンバーカード(個人番号カード)の裏面コピー
- ・個人番号の通知カードのコピー
(記載情報と現況に相違のないもの)
- ・住民票(マイナンバーの記載のあるもの)
- ・住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載のあるもの)

身元確認書類

- ・マイナンバーカード(個人番号カード)の表面コピー
- ・運転免許証のコピー
- ・パスポートのコピー
- ・その他官公署が発行する
写真つき身分証明書のコピー

◎よくあるご質問

Q1. マイナンバーを申請書に記入するのはどんな時ですか？

A1. マイナンバーを利用して、自治体に所得(課税・非課税)の確認を希望する場合や、保険証の記号と番号が不明な場合です。

Q2. 本人確認書類とは何ですか？

A2. マイナンバーを利用する際に、法律により提出が求められている書類です。本人確認書類には、番号確認書類と身元確認書類の2種類があります。

Q3. マイナンバーの通知カードとは何ですか？

A3. 平成27年10月以降送付されたマイナンバーをお知らせする紙製のカードです。



保険証の早期回収についてのお願いです！

◎福島支部の保険証回収率はワースト5位！

保険証回収率[※]

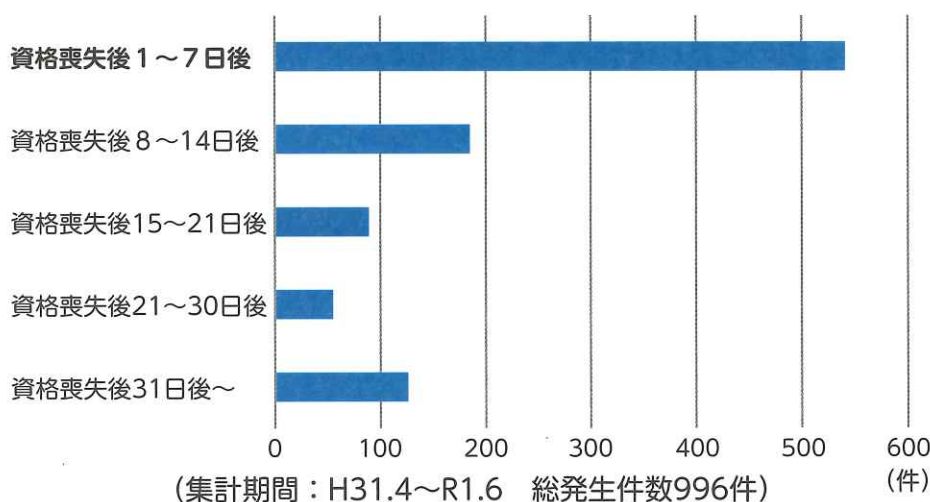
91.39% (43位 / 47支部)

(※令和2年4月における資格喪失後1か月以内の回収率)



◎早期の保険証回収が無資格受診を抑えるポイント！

無資格受診の発生状況



左のグラフは、福島支部で発生した無資格受診(使用できない保険証を使って医療機関を受診)について、保険証を使用したのが資格喪失後の何日後であったかを示したものです。

保険証が無効になってから1週間以内での受診が55%と半数以上を占めており、**保険証の早期回収が重要**です。

保険証にはICチップ等が内蔵されていないため、医療機関等では保険証が有効なものかどうかを判断することができません。

そのため、すでに無効となった保険証を使用し受診された場合でも、医療機関等から協会けんぽへ医療費が請求されます。

誤って使用できない保険証を使用された場合は、協会けんぽが負担した医療費(総医療費の7～9割、医療費免除対象者は10割)を返納していただくこととなりますので、ご注意ください。

事業所のご担当者様にお願いしたいこと

- ① 資格喪失の予定者には**喪失日以降は保険証を使用できないことを必ずご説明**ください。
- ② **資格喪失後は、速やかに保険証を回収**してください。
- ③ 資格喪失届・被扶養者異動届に保険証を添付できなかった場合は、**回収不能届に被保険者の連絡先を必ずご記入**ください。

保険証を使用できるのは退職日までです。



※今年度から、未回収保険証の回収状況についてお尋ねのご連絡をしております。協会けんぽから連絡があった際には、ご対応をお願いいたします。